

東京医療保健大学紀要規程

(目的)

第1条 東京医療保健大学は、本学専任教員の研究活動の振興と円滑化を促し、その研究成果の発表のため紀要を発行する。

(発行)

第2条 紀要は、原則として年1回発行するものとする。

(名称)

第3条 紀要は、「東京医療保健大学紀要(英文表記:Bulletin of Tokyo Healthcare University)」と称する。

(委員会)

第4条 紀要の編集及び発行等を行うため、紀要委員会を置く。
2 紀要委員会については、紀要委員会規程に定める。

(内容)

第5条 紀要は、医療保健の研究及び活動に関する未発表の研究論文等を掲載する。
2 投稿論文の種類及び投稿資格等については、投稿規定に定める。

(論文の掲載)

第6条 紀要委員会は、投稿論文を、選定した査読委員により審査をさせるものとする。
2 審査結果等に基づいて、紀要委員会が原稿の採否・修正の指示等を決定する。

(著作権)

第7条 紀要に掲載された論文等著作物の著作権は、東京医療保健大学に帰属するものとする。

(事務)

第8条 紀要の発行・編集に関する事務は、研究協力部が担当する。

(規程の改訂)

第9条 この規程の改廃は、紀要委員会の議を経て大学経営会議にて決定する。

附則

この規程は、平成 17 年 11 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。